

令和3年10月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第10回）議事録

1. 開催日時 令和3年10月19日（火曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（19名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	15番 石井 勲
4番 岡部 五一郎	16番 富 樫 公 一
6番 小野 晃 一	17番 伊藤 直 子
7番 大瀧 浪 雄	19番 佐藤 秀 孝
9番 小松 幸 夫	21番 庄 司 和 夫
10番 佐藤 順	23番 吉尾 麻 美
11番 佐藤 崇	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（5名）

5番 佐々木 亨
8番 小松 健
18番 菅原文 克
20番 佐藤源 樹
22番 伊藤 剛

5. 議事日程第1号 令和3年10月19日 午後2時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 会務報告

第 5. 議案第67号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 6. 議案第68号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 8. 議案第70号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件（第9回総会保留分）

第 9. 議案第71号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第10. 議案第72号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う貸借権設定の件

第11. 議案第73号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第12. 議案第74号 空き地に付随した農地の指定の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	小松幸月
農政班長	二見真之	主査	釜台勇樹
主任	佐々木智慧		
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主任(西目庶務班)	佐藤慎
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

13番 佐々木 知 榮

14番 加藤 三 敏

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年10月4日公示招集されました、令和3年第10回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中19名であります。

5番佐々木亨委員、8番小松健委員、18番菅原文克委員、20番佐藤源樹委員、22番伊藤剛委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。本日の提出案件は、議案第67号から議案第74号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、13番佐々木知榮委員、14番加藤三敏委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局

(事務局長による会務報告)

○議長

日程第5、議案第67号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う新規及び再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第67号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第68号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、最初に議案第68号1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画など法令に定められた申請書類および添付資料は整備されていたが、審査の過程において「取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか否か」について疑義が生じたため、今後同様の事例が生じた際に、会としての一定の指標を持つ意味も含め、審議をお願いする旨、説明する。)

○議長

暫時休憩します。

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの議案第68号1番の案件につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【3番佐藤喜勝委員手を挙げる】

3番、佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

(議案は保留という判断が適当であり、今後、農地委員会を開催して総会に諮ることが適当との意見あり。)

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ただいま佐藤喜勝委員から1番につきまして、審議を保留することが適当ではないかとの意見がありました。

お諮りします。議案第68号1番について、審議を保留することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号1番は、審議保留とすることに決定しました。

○議長

次に、議案第68号2番から5番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望、規模拡大、贈与によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第68号2番から5番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【13番佐々木知榮委員手を挙げる】

13番、佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

4番の案件について、求める目的、使用目的はどのような内容でしょうか。

○事務局

作付する作物は牧草となります。申請地近くに娘夫婦が畜産業を営んでおりまして、作付した牧草は娘夫婦が使うとのことでした。

○13番・佐々木知榮委員

娘さんが嫁いでいることは知っていました。本人が求めればいいのに父親が求めることはどうなのか、と思い質問しました。

○事務局

申請者は農地がなくなるものの、身体も気持ちも元気で、畜産を続けたいという意思のもとに適地を探したところ、本申請地が適地ということでした。追加ですが申請者は11月くらいに家を建てまして現在地から通うのではなく新居から通うということです。機械については自家所有のものを使用します。置き場所は娘夫婦の牛舎のところです。

○議長

ほかにございませんか。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第68号2番から5番は申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます

よって、議案第68号2番から5番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権、使用貸借権、の新規であり、期間は7年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第69号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第70号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件(第9回総会保留分)」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、本案件は第9回総会の追認案件であり、今後農地法を遵守するとの顛末書の提出があったため改めて申請を受理した。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第70号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第70号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第70号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第70号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第71号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断とできる事、また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第71号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第71号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第71号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第72号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第72号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第72号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第72号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮り致します。議案第72号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第73号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番から4番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第73号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、

立地基準による農地区分、資金計画、また第1種農地だが不許可の例外に該当すること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。この案件については、申請面積が2haを超えるため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

議案第73号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、不許可の例外である社会福祉法による社会福祉事業に該当することなどから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。またこの案件については、第1種農地で秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

議案第73号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

議案第73号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

○議長

1番から4番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

なお、1番と2番の現地調査につきましては、令和3年第9回総会議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(3番と4番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第73号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、また第1種農地だが不許可の例外に該当することなどから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。またこの案件については、第1種農地で秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

5番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。
調査員、13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第73号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問・ご意見を承りますが、本議案の2番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第73号1番と2番は挙手による採決を行います。

ただいまの議案第73号の説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第73号1番と2番及び5番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、3番と4番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに2番について、挙手による採決を行います。

お諮り致します。議案第73号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります

よって、議案第73号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、1番について挙手による採決を行います。

お諮り致します。議案第73号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります

よって、議案第73号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、5番についてお諮りいたします

議案第73号5番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号5番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に3番と4番についてお諮りいたします

議案第73号3番と4番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号3番と4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第74号「空き家に付随した農地の指定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請位置、指定内容、状況等から、由利本荘市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準に基づく指定の要件を満たしていると判断できること、また総会で指定の承認を受けた場合は、翌日付で公示となり、指定された農地と空き家を一括で求めようとする方が現れた場合は、所有権移転の申請となる旨を説明する。)

○議長

議案第74番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の状況を確認し、指定することには問題がないと判断した旨を報告する。)

○議長

ただいまの議案第74号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮り致します。議案第74号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、申請が適法と認め、原案のとおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これ

に、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 1 0 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐々木 知 榮

議事録署名委員 加 藤 三 敏